

## 小松市民病院人事評価制度構築支援業務 仕様書

1. 業務名 小松市民病院人事評価制度構築支援業務

2. 業務目的

「小松市民病院 経営強化プラン（令和6年3月策定）」に基づき、当院の正規職員を対象とする人事評価制度を構築することを目的とする。

当院の理念、基本方針に基づき、業務の達成度や期待される能力を評価し、能力の開発や人材活用および働き甲斐のある職場作りに役立てるための人事評価制度構築の支援を委託するものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4. 委託上限額

9,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 当院の概要

(1) 施設名 国民健康保険小松市民病院

(2) 所在地 石川県小松市向本折町ホ60番地

(3) 病床数 340床（医療法上の届出病床数）

内訳 一般病床300床、精神病床26床、結核病床10床、感染症病床4床）

(4) 職員数 正規職員 426人（令和6年4月1日現在）

会計年度任用職員及び委託職員を除く。

6. 業務内容

受託者は、人事評価制度を構築するため、次の業務を行うものとします。

ただし、(5)、(7)、(8)については次年度業務として別途契約を交わすものとする。

(1) 現行人事評価制度の分析と課題解決支援

(2) 経営幹部及び部門責任者等へのヒアリング

(3) 期待人材像及び人材育成方針の策定に向けた助言・提案

(4) 新人事評価制度の設計

(5) 人事評価システム（クラウド型）の構築と運用支援

(6) 人事評価制度実施要領及び運用マニュアルの作成

(7) 新人事制度導入に関する職員説明会の実施及び職員説明会資料の作成

(8) 評価者研修の実施及び研修資料の作成

- (9) 人事評価制度にかかる各種規定等の修正及び策定に関する助言・提案
- (10) 当院の意思決定における会議体、職員過半数代表者及び意思決定における会議体、職員過半数代表者及び労働組合交渉等に必要とされる資料の作成と助言
- (11) その他、当院が人事評価制度の構築業務に指定する業務及びそれに付随する業務

## 7. 成果物

- (1) 成果品の仕様、数量等については、以下のとおりとする。

成果品目	
1	6の業務内容にかかる報告書、各種会議録及び資料
2	人事評価制度実施要領及び運用マニュアル
3	運用できる状態の人事評価システム（クラウド型）
4	上記1、2の電子データ
5	その他上記以外でコンサルティングに使用した資料

- (2) その他、データの作成や提出にあたっては、以下のことに留意すること。
  - ア) 電子データについては、汎用性が高く、共有化及び修正ができるファイル形式（マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイント等）で作成すること。
  - イ) 電子データについては、イラストレーター、フォトショップ等の印刷製本に適した形式もあわせて提出すること。
  - ウ) 成果品の納品場所は、小松市民病院管理局総務課とすること。

## 8. 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、統括責任者の立会いの上、市の検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行なうものとし、これに対する経費は、受託者の負担とすること。

## 9. 成果物の帰属

業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

## 10. 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

- (2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を、受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要がある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。

## 11. 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と受託者が協議の上、市の指示に従うものとする。

## 12. その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。打合せの内容により、対面とオンラインを使い分けることを厭わない。なお、打合せに要する費用については、受注者において負担するものとする。
- (2) 受注者は、(1)の打合せを含め、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を発注者に報告すること。
- (3) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は本業務の遂行にあたり、関連する法令、適用基準等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。
- (5) 業務の一括再委託の禁止  
受注者は、本事業を一括して第三者に委託することができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (6) 個人情報の取扱い  
受注者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び当院個人情報保護方針を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## 13. 参考

- (1) 小松市民病院経営強化プラン（令和 6 年 3 月策定）  
<https://hosp.komatsu.ishikawa.jp/news/240430.html>